

## 市総合防災訓練のお知らせ

防災意識を高め、救助活動などが迅速に行えるよう、関係機関の協力を得て市総合防災訓練（緊急対処事態訓練を含む）を行います。当日はサイレンを鳴らしますので、火事とお間違えないようにお願いします。どなたでも参観できます。

とき 5月23日(金)  
午前8時30分～正午

ところ 市役所、十和田湖支所、沢田小学校、十和田西高校



問い合わせ先 総務課 (☎内線158)

## 年金相談日のご案内

とき 5月22日(木)  
午前10時～午後3時

ところ 市役所新館5階第1会議室

定員 30人（先着順・要予約）

※予約申し込みは5月13日午前9時から受け付けします。

相談日当日の受け付けはありません。

問い合わせ先 国保年金課 (☎内線244)

## 環境緑化まつり

とき 5月1日(木)～5日(日)  
午前9時～午後4時30分  
雨天決行

ところ 中央公園緑地

内容 緑化木・花苗等展示販売、  
チェンソーアート実演、盆栽作り実演、  
花苗・花種無料プレゼント、木の実のクラフト作りなど



問い合わせ先 公園緑地課 (☎内線384)

## 農業用施設の災害復旧事業

大雨や地震のときに農業用施設（頭首工・ため池・用水ポンプ・用排水路・農業用道路など）が被災した場合、災害復旧事業を申請できます。この申請には、日常の維持管理・運転・点検を行っている状況の写真と日報が必要です。災害発生時にはおおむね10日以内に申請してください。

問い合わせ先 畜産農地課 (☎内線302)

## 夜間納税相談・納付窓口開設

■夜間相談窓口  
とき 5月26日(月)～30日(金)  
午後5時30分～8時

■夜間納付窓口  
とき 5月12日(月)～30日(金)  
午後5時30分～8時

ところ いずれも収納課  
(市役所本館1階)

※土・日曜日を除きます。

問い合わせ先 収納課 (☎内線198)

## 市税などの口座振替のご案内

市税などは、あなたの指定する市内の金融機関・郵便局の口座から、各納期ごとに自動的に振替納付をする制度です。納め忘れのない便利な口座振替制度をご利用ください。

申し込み先 収納課(市役所本館1階)、  
市民生活課(十和田湖支所1階)または市内の金融機関・郵便局

持参するもの 納税通知書、通帳、通帳に使用している印鑑

問い合わせ先 収納課 (☎内線198)

国保年金課 (☎内線242)

## 市税などが金融機関、コンビニで納付できます

平成20年度から、軽自動車税（平成19年度開始）のほかに市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税がコンビニで納付できます。

問い合わせ先 収納課 (☎内線192)

## 軽自動車税減免申請の受け付け

減免の対象となるかた

①：身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたが車を運転する場合

②：①に該当するかたのため、生計を共にするかたや常時介護者が車を運転する場合

期間 5月7日(水)～26日(月)  
(土・日曜日を除く)

ところ 収納課(市役所本館1階)

持参するもの 車検証、身体障害者手帳などの各手帳、運転するかたの免許証、印鑑(申請者)、納税通知書  
※②の場合は、生計同一証明書が常時介護証明書(福祉課で交付)が必要となります。

※普通自動車と重複して申請はできません。

問い合わせ先 収納課 (☎内線198)

## 非常勤職員募集

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき任用するものです。

対象 身体障害者手帳の交付を受けているかたで、自力により通勤でき、介助者なしに業務を行うことができるかた

勤務場所 職員課など

募集人員 1人

勤務日 月～金曜日

午前9時15分～午後4時

(土・日曜日、祝日は休み)

報酬 月額138,000円 賞与なし  
(社会保険加入)

任用期間 6月1日～21年3月31日

(必要に応じて再任用あり)

面接試験 5月18日(日)

本庁新館5階第1会議室

提出書類 履歴書(市販のものに顔写真貼付)、身体障害者手帳の写し

申込期間 5月1日～14日

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

※郵送の場合は、封筒の表に「非常勤職員申し込み」と朱書きし、郵送してください。

〒034-8615(住所記載不要)

十和田市職員課あて

(5月14日必着)

申し込み・問い合わせ先

職員課 (☎内線122)

## 住民票・戸籍関係の証明書請求時の本人確認について

5月1日から住民票や戸籍関係の証明書を請求するときは、本人または正当な請求者であるかどうかの確認にさらに注意を払うことになりました。個人情報の保護を徹底し、「偽り」や「なりすまし」などによる証明書などの不正取得を防止するためです。

また、婚姻、離婚、認知、養子縁組・離縁の届け出のときも、届け出人などの確認を行います。

■本人が請求のときに持参するもの

① 1種類で確認できるもの

運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カードなどの公的機関が発行したもの

② 2種類以上で確認できるもの

健康保険証、本人氏名入りのカードなど本人だけが持っているもの

■代理人が請求のときに持参するもの

依頼した人からの委任状と、上記①または②の代理人を確認できるもの

問い合わせ先 市民課 (☎内線213)